

入間市中期耐震化計画策定業務委託 仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、入間市（以下「甲」という。）が行う「入間市中期耐震化計画策定業務委託」について業務内容を定めるものである。

(目的)

第2条 本業務は、入間市新水道ビジョンで掲げる基本理念のもと、目標の一つである「災害による被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できる水道」の実現に向け、平成29年度から令和8年度まで進めている「短期耐震化計画」の結果を踏まえて、令和9年度からの30年間の「中期耐震化計画」を策定することを目的とする。

また、併せて令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間とした施設整備計画、管路更新計画を策定する。

なお、次期（仮称）新水道ビジョン策定のための参考資料となるものである。

(業務期間)

第3条 本業務は、契約締結日から令和7年3月17日（月）まで

第2章 業務内容

(業務内容)

第4条

1) 基本方針の策定

(1) 現状の把握

既往計画（短期耐震化計画（老朽管布設替計画））との整合を図る。

資料・図面を収集整理し、水道事業の置かれた地域性、当該水道事業の特性及び水道に関する他計画の内容等の動向を把握する。

(2) 水需要予測

① 算定期間は、令和9年から令和38年の30年間とする。

将来人口は、入間市人口ビジョンを参考とする。

水需要予測は、直近10年間の推移を踏まえ、「水道施設設計指針2012」（日本水道協会）を参考に、将来需要を推計する。

開発計画等がある場合は、別途計画水量を考慮する。

② 水源計画の設定

水需要予測の結果を踏まえ、県営水道からの受水と自己水の水源計画の検討を行う。

(3) アセットマネジメント算定

算定期間は、令和9年から令和38年の30年間とする。

施設・設備及び管路等の資産データを整理するとともに、過去の更新実績等を踏まえ、甲の更新基準を設定し、将来の更新需要を算定する。

施設及び設備の更新需要は、アセットマネジメント「簡易支援ツール（厚生労働省）」や固定資産台帳等を参考に算出する。

管路の更新需要は、口径に布設単価を乗じて算出する。

更新需要の算定は、以下の既往計画を反映させる。

既往計画①：水道施設耐震化計画（老朽管布設替計画）平成27年3月

既往計画②：短期耐震化計画（老朽管布設替計画）平成29年3月

(4) 現況管網計算

甲のマッピングシステムから管路のシェイプデータ（属性値：口径、管種、布設年度）及び検針水量データ（有収水量と位置情報）をもとに、管網モデルを構築し、現況の管網計算を行う。

(5) 事業の分析・評価・課題抽出

甲にヒアリング調査を行い、日常の維持管理から優先的に更新すべき施設、設備及び管路を抽出し、必要に応じて現地調査を行う。

(1) から (4) の結果とヒアリング調査等を踏まえ、事業の分析・評価・課題について整理する。

2) 基本事項の決定

(1) 計画年度

「中期耐震化計画」については、令和9年度から令和38年度の30年間とし、施設整備、管路更新計画については、令和9年度から令和18年度の10年間とする。

(2) 計画給水区域

計画給水区域は入間市全域とする。

(3) 計画給水人口・給水量

目標年度の計画給水人口及び給水量を設定する。

（4）事業費の設定

整備案で算定した事業費をベースに財政シミュレーションを行う。

3) 整備内容の決定

（1）整備の選定

① 施設整備案の選定

30年後を見据えた入間市として最適な施設の再配置や耐震化を検討した上で、今後10年間に投資すべき施設や設備（機械・電気）の選定を行う。

施設の統廃合・配水区域の変更の可能性について、管網計算を用いて検証を行う。

② 管路整備案の選定

既往計画①、②の思想をベースに管路整備案の選定を行う。

既存管路を更新しない場合の10年後、20年後、30年後の管路の事故件数を予測し、管路の老朽化の状況を視覚的に把握する。

施設の再配置、ヒアリング調査結果及び老朽化の状況を踏まえ、今後10年間の管路整備案を選定する。

（2）整備案の作成

整備案をベースに、計画期間に対象となる施設・設備及び管路については、ダウンサイジングの検討を行い、アセットマネジメントで算出した事業費を再精査する。

（3）整備案の評価

整備案で算定した事業費をベースに財政シミュレーションを行うことで、財政的な裏付けを担保した整備案を算定する。

4) 事業計画の策定

計画年度における詳細計画を作成する。

5) 基本計画のとりまとめ

以上をとりまとめて、調査計画書を作成する。

（成果品）

第5条 本業務の成果とし以下のものを提出するものとする。

1) 中期耐震化計画

2) 施設整備、管路更新計画（令和9年度から令和18年度の10年間）

上記を報告書（A4版）2部、電子成果品 一式

(管理技術者)

第6条 管理技術者及び技術者

- (1) 本業務を行う者（以降「乙」という。）は、管理技術者、照査技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当な経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（上水道及び工業用水道））または技術士（上下水道部門（上水道及び工業用水道）、かつ過去10年のうちに水道施設の耐震化計画の実務経験を有するものとする。
- (3) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（上水道及び工業用水道））または技術士（上下水道部門（上水道及び工業用水道）、かつ過去10年のうちに水道施設の耐震化計画の実務経験を有するものとする。設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行う。
- (4) 管理技術者と照査技術者は職務を兼任することはできない。

(データの提出)

第6条 委託期間中、当市が求めるデータを提出するものとする。

(協議)

第8条 この仕様書に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議して定めることとする。